

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した事業者の方へ

柳井市経営維持支援金（柳井市独自事業）のお知らせ

～令和3年9月1日から給付要件・受付期間を変更しました。～

【変更点】**①売上額減少割合を算定する対象期間の変更**

「令和3年1月～同年6月のうちいずれかで連続する3か月間」⇒「令和3年1月～同年9月のうちいずれかで連続する3か月間」

②受付期間の変更

「令和3年9月30日まで」⇒「令和3年12月28日まで」

【対象者】（柳井市経営維持支援金交付要綱第3条第1項）

以下の①～④の要件をすべて満たす中小企業・小規模事業者（法人）及び個人事業主（※）

※中小企業・小規模事業者（法人）は、市内に本社又は本店所在地があり、資本金又は出資金の総額が3億円未満（資本金又は出資金の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）である事業者とし、

個人事業主は、市内に事業所があり、かつ市内に住民登録がある事業者とする。

また、農業者は市内の認定農業者及び認定新規就農者、漁業者は市内の漁協正組合員で市内の甲種漁港施設を利用している者に限る。

①令和3年1月から同年9月までのいずれかで連続する3か月間の売上額の合計が、前年又は前々年の同期間の売上額の合計と比べて30%以上減少していること。**◆売上額減少割合の計算方法（例）**

事業収入（売上）	対象月（※1～9月のうち連続する3か月）			合計	
	6月	7月	8月		
基準年 【平成31年（令和元年） 令和2年】 ※どちらかを選んでください。	500,000円	500,000円	500,000円	(ア)	1,500,000円
令和3年	400,000円	300,000円	300,000円	(イ)	1,000,000円
減少率 $(100 - ((イ) \div (ア)) \times 100)$ ※小数点以下切り捨て				(ウ)	33%

減少率 $(100 - (1,000,000 \div 1,500,000) \times 100) \doteq 33.3333$ **②本支援金申請後も引き続き事業を継続する意思があること。****③事業に応じた感染症対策に取り組むこと****④市税に滞納がないこと****【不交付要件】**（柳井市経営維持支援金交付要綱第9条）

以下の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、支援金は交付しません。

- (1) 既にこの支援金を受け取っている事業者
- (2) 国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金又は緊急事態措置、まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の申請をした事業者
- (3) 国及び地方税法別表1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 支援金を申請する事業者の代表又は役員が、柳井市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号及び第3号に規定する暴力団員等又はそれらと密接な関係を有している者であり、これら反社会的勢力から出資等資金提供を受けている事業者

【交付額】 1事業者につき20万円。市内に複数店舗を経営している場合、2店舗目から、1店舗につき10万円加算。

【申請方法】 窓口申請、電子申請、郵送

※受付時の混雑を避けるため、なるべく電子申請又は郵送の方法で申請してください。

【申請先】 柳井市商工観光課（柳井市役所3階）

【申請期間】 令和3年5月20日（木）～12月28日（火）

※窓口申請は、期間中の開庁日のみ

【提出書類】

[法人・個人事業主共通]

◎柳井市経営維持支援金申請書

◎対象月の月間事業収入が確認できる書類（売上台帳、帳簿など）

◎支援金受取口座の通帳又はキャッシュカードの写し（※口座名義人のフリガナの記載のあるもの）
上記の他、

◇法人の場合、

◎対象月の事業収入に係る法人税確定申告書類のうち「法人税申告書別表第一」の写し（收受日付印の付いたもの（e-Taxの場合は、受付日時・受付番号が印字されたもの又は受信通知メールの付いたもの））※收受日印がなくても、税理士印があれば可とする。

◎対象月の事業収入に係る法人税確定申告書類のうち「法人事業概況説明書」（1・2ページ目）の写し

◎法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（営業許可書など）の写し
【許可等が必要な業種のみ】

◎開業年月日がわかるもの（営業許可書や開業届の写しなど）【令和2年に開業した場合のみ】

◎事業所の所在地のわかるもの（営業許可書や開業届の写し、登記事項証明書の写しなど）【複数店舗経営の場合、法人の所在地が税申告時点から変更となっている場合】

◎登記事項証明書の写し【法人の代表者が税申告時点から変更となっている場合、確定申告書に資本金額の記載がない場合】

◇個人事業主の場合、

◎本人確認書類の写し（住所、生年月日が確認できる身分証等の写し）

◎対象月の事業収入に係る所得税確定申告書第一表の写し（收受日付印の付いたもの（e-Taxの場合は、受付日時・受付番号が印字されたもの又は受信通知メールの付いたもの））※收受日印がなくても、税理士印があれば可とする。確定申告義務のない場合は、市県民税申告書の控えで代替可能。

◎対象月の事業収入に係る青色申告決算書（1・2ページ目）の写し【青色申告（一般用）の場合のみ】

◎収入が業務委託契約などに基づくものであることを証明する書類【事業活動による収入を主たる収入として、給与所得又は雑所得で確定申告した場合のみ】

◎法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（営業許可書など）の写し
【許可等が必要な業種のみ】

◎開業年月日がわかるもの（営業許可書や開業届の写しなど）【令和2年に開業した場合のみ】

◎事業所の所在地のわかるもの（営業許可書や開業届の写しなど）【複数店舗経営の場合のみ】

※詳細は、市商工観光課へお問い合わせください。



←申請書をダウンロードする場合、
電子申請の手続きをする場合は、
こちらから

柳井市経済部商工観光課
〒742-8714 柳井市南町1-10-2
TEL:0820-22-2111 FAX:0820-23-7474
E-mail:shokokanko@city-yanai.jp